

仕様書

- 1 業務名 令和7年度大分県産加工食品トレードショー（ハイブリッド型商談会）
開催業務委託

- 2 業務の目的

本業務は、県内で見本市形式及びオンライン形式を複合したハイブリッド型商談会を実施することで大都市圏等のバイヤーとの効率的な商談機会を創出するとともに、自社単独での大規模商談会への参加が困難もしくは未経験である県内事業者の商談力向上及びバイヤーからのアドバイスを生かした自社商品の磨き上げを図ることにより、県産品の販路拡大を目指す。

- 3 履行期間 契約締結日から令和7年10月31日まで

- 4 委託内容

- (1) 商談会の実施について

県内の加工食品を取り扱う事業者と首都圏等大消費地のバイヤーとの見本市形式及びオンライン形式を複合した商談会（ハイブリッド型商談会）を実施する。

- ① 商談会は原則令和7年10月までに実施するものとする。多数のバイヤーを招へいできるよう、開催時期を県と協議のうえ決定すること。
- ② 開催会場については運営上無理のないスペース、商談ブース設置等に関する什器・装飾及び立地条件を確保すること。併せて、オンライン形式の商談会への参加事業者が商談しやすいよう商談会場及び通信環境、パソコン等必要な機材を手配し、設定すること。なお、開催会場の確保・諸条件については開催会場の施設管理者等と調整を行うこと。
- ③ 商談会の円滑な開催に必要な事項について各参加バイヤー、参加事業者、施設管理者等との調整を行うこと。
- ④ 当日の商談会運営について責任者及びフォロー可能な人員を会場内に配置すること。
- ⑤ 商談中は参加事業者が効果的なコミュニケーションがとれるよう適宜フォローすること。
- ⑥ 参加を想定するバイヤーのリストを企画提案関係書類として提出すること。
- ⑦ 商談会開催後に商談継続に繋がるよう参加バイヤー、参加事業者ともに適宜フォローすること。
- ⑧ 商談会開催後の成約等の状況について実績として報告すること。

- (2) バイヤーとの調整について

- ① 首都圏、関西、福岡等の大消費地のバイヤーを30社以上かつ合計60社以上参加させること。
- ② スーパー、セレクトショップ等の小売り、通販、商社（卸売）など、3カテゴリー以上のバイヤーを参加させること。
- ③ 参加バイヤーの決定に当たっては、県と協議を行うこと。
- ④ オンライン形式での商談を希望するバイヤーに対しては、商談前に、サンプル商品を取りまとめのうえ、送付すること。
- ⑤ 商談後に、各参加事業者の商品に対する感想や改善点に関するアンケート調査を行い、結果を報告すること。

(3) 参加事業者との調整について

- ① 募集チラシ等を作成のうえ、県や関係機関と連携し、事業の周知徹底を図り、60社以上参加させること。
- ② 事務局を設置し、参加受付、書類確認、とりまとめ、商談スケジュール通知等の連絡・調整を適切に行うこと。
- ③ 商談後に、商談に対する感想や商談結果に関するアンケート調査を行い、結果を報告すること。
- ④ 電話、メール、面談などによる定期的なフォローアップを行い、10月末での成約等の状況に加えて、年度中に県が実施する成約状況調査の参加事業者への送付に協力すること。

※上記(1)～(3)の実施に係る募集チラシの作成、参加バイヤー及び参加事業者のとりまとめ、当日の運営にかかる通知など参加バイヤー及び事業者への連絡・調整を適切に行うこと。

5 成果物（報告書）等

- (1) 事業実施結果報告書（A4版）電子媒体1部
- (2) 提出場所 大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課
- (3) 提出期限 令和7年10月31日

6 その他

(1) 業務実施にあたっての留意事項

- ① 受託者は、業務の実施にあたっては、委託者と十分に協議・連絡を取り合い、委託者の指示及び監督を受けること。
- ② 各業務上で必要となるアポイントメントや転載許諾など、全て受託者の責任において行うこと。
- ③ 本業務に関連して第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた場合で、当

該申し立てが受託者の責めに帰すべき事由によるときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

④ この仕様書に定めのない事項等については、別途協議し決定する。

(2) 業務の実施体制

① 本業務の実施に当たり、十分な経験を有する業務全体を統括する責任者を置くこと。

② 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配すること。また、業務実施体制表を作成し、委託者へ提出すること。

③ 統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に委託者へ口頭もしくは書面で報告すること。

④ 県が天災等により、事業の中止または縮小を決定した場合においては、契約金額の範囲内で、県は、実施に要した経費をもとに受託事業者と協議して取り決めた金額を支払うものとする。